

第 84 回財務省 NGO 定期協議議事録

◆日時:2025 年 6 月 10 日 14:00-16:00

◆会場:財務省会議室及びオンライン開催

◆議題

財務省提案議題

1. 第 111 回世銀・IMF 合同開発委員会の概要と成果

NGO 提案議題

1. BEPS 包摂的枠組み(IF)の展望と SDR(特別引出権)による開発資金調達スキームについて
2. 国際協力銀行が融資を決定しているモザンビーク LNG 事業に対する財務省及び JBIC の見解、対応について
3. バングラデシュ・マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業(円借款)における汚職事件について

◆参加者(順不同・敬称略)

【NGO】

田中徹二(グローバル連帯税フォーラム)

金子文夫(グローバル連帯税フォーラム)

波多江秀枝(FoE Japan)※オンライン参加

深草亜悠美(FoE Japan)

佐藤万優子(FoE Japan)

唐語思(セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)※オンライン参加

小泉尊聖(アフリカ日本協議会)※オンライン参加

堀内葵(国際協力 NGO センター)

園田開(グリーンピースジャパン)

白須紀子(日本リザルツ)

日比野賢一(日本リザルツ)

神田達治(日本リザルツ)

福井美穂(ピースウィンズ・ジャパン)

柴田哲子(ワールド・ビジョン・ジャパン)

木口由香(メコン・ウォッチ)

遠藤諭子(メコン・ウォッチ)

古沢広祐(JACSES)

田辺有輝(JACSES)

喜多毬香(JACSES)

本川絢子(JACSES)

【財務省】

長谷川実(国際局開発機関課開発機関調整室長)
宇佐美紘一(国際局開発機関課課長補佐)
渡邊里香(国際局国際機構課課長補佐)
仲井玄暦(国際局為替市場課資金管理室課長補佐)
中井智己(国際局開発政策課参事官室課長補佐)
初谷湧紀(国際局開発政策課参事官室課長補佐)
倉澤辰一郎(国際局開発政策課参事官室課長補佐)
富田まゆみ(主税局参事官室国際租税企画室長)

【JBIC】

鈴木洋之(経営企画部次長・業務課課長)
青田章紀(経営企画部業務課調査役)
深谷聡子(エネルギー・ソリューション部第3ユニットユニット長)
瀬川達也(エネルギー・ソリューション部第3ユニット調査役)

【JICA】

大浦大輔(南アジア部南アジア第四課課長)
土屋公子(南アジア部南アジア第四課主任調査役)
築島綾音(南アジア部南アジア第四課副調査役)

財務省議題 1: 第 111 回世銀・IMF 合同開発委員会の概要と成果

MoF 宇佐美:

簡単に、世銀・IMF 合同開発委員会の概要とその成果について報告する。世界銀行(世銀)と国際通貨基金(IMF)は、1年に2回、春と秋に開発を巡る広範な問題について議論を行う世銀・IMF 合同開発委員会を開催する。第111回目となる今回は、本年4月24日に米国のワシントンDCで開催された。バンガ世銀総裁、ギオルギエバ IMF 専務理事、各国の大臣級の総務25名が出席した。議論の結果は、コミュニケまたは議長声明の形でまとめられている。この機会に日本を含む各国は、ステートメントを発出し、開発を巡る諸問題及び各国が重点課題と考える内容に関して、前回の世銀・IMF 合同開発委員会からの半年間、あるいはその半年以降も含めて政策の方針を示している。

日本国ステートメントに関する詳細は、配布資料をご覧ください。その上で、今回の世銀・IMF 合同開発委員会における議論の成果について紹介する。今回は「繁栄の道筋としての雇用」をテーマに議論が行われた。途上国では、今後10年間に10億人以上の若者が就労年齢に達する見込みである。このような背景のもと、世銀では貧困対策及びFCV(脆弱性・紛争・暴力)環境下において雇用創出が果たす役割を重視し、そのために保健及びインフラを含む5つの優先分野に焦点を当てる方針を示して各国から支持された。個別課題については、前回に引き続き、民間資金動員および投資家が参入しやすい環境の醸成に向けた

取り組みを継続する事が求められた。また世銀による女性起業家支援、保健サービス支援等に関する目標が歓迎された。

最後に前回の NGO 協議会において交渉中として回答を差し控えていた国際開発協会の第 21 次増資について報告する。昨年 12 月の最終増資会合において、支援規模を最大 1000 億ドル、ドナー貢献による貢献額を最大 237 億ドルとする事が合意された。中身としては、国際保健、自然災害に対する強靱性、質の高いインフラ債務の透明性・持続可能性等、日本が重視する開発課題が重点政策に位置づけられており、評価している。日本は第 2 位のシェアとなる 27.7 億ドルの貢献を行う事とした。4 月 11 日には、この貢献を可能とするための国際開発協会加盟措置法の改正法が国会で成立、18 日に交付・施行された。他国に対しても速やかに国内手続きを終えるよう働きかけたい。

柴田：

先程の説明の中で、今回の世銀・IMF 開発合同委員会で、5 つの優先分野について合意されたと聞いた。その 5 つの優先分野は、G20 の共通枠組み、債務透明性の強化等に関してであり、世銀の日本政府のステートメントであるこの資料の中には載っていないが、債務の透明性の強化について日本政府は発言している。債務に関して、G20 の共通枠組みに関して強化する事が合意されたが、これに関してやはり合意に至るまでのスピードが若干遅いと指摘されている。これに関して、日本政府としてどのように考えて発言したのか。

もう 1 点、民間投資について、現在、開発資金が途上国で不足している。その不足している部分を民間投資に頼る方向に国際的に進んでいる。その時に途上国の中で、どうしても開発の優先順位の低い、逆に言えば優先順位が高い、脆弱な方々がどうしてもそのような資金の対象からは外れ、民間資金が増える事により格差が拡大するのではないかと懸念されている。この辺りに関しての議論がどのようにされているのか、もしくは日本政府としてどのように考えているのか。

MoF 宇佐美：

1 点目の債務について、G20 で合意が遅い事については、別の担当者から別途説明する。その上で、実際に発言した内容については、基本的にはステートメントに沿っているが、グローバルな債務脆弱性への対応が引き続き喫緊の課題であり、債務再編プレイブックの策定等による債務再編の実施改善、データ・シェアリング・エクササイズの定例化と参加国の拡大による債務透明性の向上等において、世銀が IMF と共に引き続き積極的に取り組んで欲しいと伝えた。

民間投資の拡大に伴う問題は、仰る通り、大変難しい。今回世銀で打ち出したのは、そうした中でも雇用創出を重視するということである。結局貧困の削減や様々な開発課題を解決するためには、その根源となる所得を生み出すための雇用、それも単なる雇用ではなく、より良くより多くの雇用を生み出す事が重要であるとの認識の下、議論を行っている。今回の合同開発委員会では、民間投資の促進と雇用の創出を両輪として進めていく方針が合意された。

NGO 議題 1: BEPS 包摂的枠組み(IF)の展望と SDR(特別引出権)による開発資金調達スキームについて

田中:

まず 1 点目の BEPS 包摂的枠組み(IF)の展望については、言うまでもなく国際課税ルール of 100 年に 1 度のルール改革で、私たちも非常に期待していた。BEPS 包摂的枠組みは、「第 1 の柱」と「第 2 の柱」だ。「第 1 の柱」は、簡単に言うとデジタル課税、「第 2 の柱」は、世界の最低課税とまとまった。米国がバイデン大統領の頃から政府は前向きだったが議会が反対しており、残念ながら「第 1 の柱」について、合意されない経過になっている。その様な中、G20 がこの進展を何とか 10 月までに報告を行い、最終パッケージの妥結を求めている。その上で併せて「2 本の柱」の解決策を求めていると、本年 2 月の G20、財務相中央銀行総裁議長総括で話が合った。その展望についてどのようになっているのか。その解決策の中で、米国が合意されないと思われる「第 1 の柱」の多国間条約作りについて、この間の議論では、事実上、米国の批准が条件となっているが、この扱いをどのようにするのか。

質問 2 について、世界最低課税、グローバル・ミニマム課税について、中身は 3 つあるようだが、日本政府は 2025 年度税制改正で導入を決めた。しかし、3 つある課税の中で、軽減課税所得ルールの導入に対して、トランプ政権が報復税を検討している。軽減課税所得ルールは、ヨーロッパではほとんど入っているようであり、日本でも入れようと進めている。このような報復は不当であり、米国当局を説得しているのか、抗議すべきなのではないか。

質問 3 は、経済協力開発機構(OECD)と G20 でこの包摂的枠組みについて頑張っているが、今日のデジタル化、グローバル化経済に対応できる国際課税ルールの改革の一部だと考えている。現実的には依然としてタックスヘイブン、オフショアの租税回避地では、南の島々のみならず、ヨーロッパを含めて世界中に存在している。この事に象徴されるように、現在議論されているルールは包括的ではなく、普遍的かつ持続可能ではない。何とかしてトータルな国際課税ルールが必要なのではないかと、今日、国連で、国際租税協力に関する枠組み条約についての議論が始まっている。この中に包摂的枠組みで、柱 1、柱 2 で頑張っている、最終パッケージにはなっていないが、枠組み条約の議定書の中に持ち込み、トータルなグローバル税制を作ってはいかがか。そのために日本政府はかなり知見を持っているため、日本政府は積極的かつ建設的に枠組み条約作りに関与して、ある意味ではルールを牽引すべきなのではないか。

MoF 富田:

質問 1 について、今後の交渉について予断を持ってコメントする事はこの場では差し控える。2 月の G20 では議長総括が出された。その後 4 月 11 日に IF 総会が行われ、IF 総会後に共同声明が公表された。この共同声明の中で、IF の参加国は「2 本の柱」の解決策等について、積極的かつ建設的に議論を行ったとある。特に「第 2 の柱」の実施、進行中の「第 1 の柱」の交渉に関して、国際課税システムにおける確実性と安定性の確保が決定的に重要である事を認識して、この目的の推進のために議論を継続する事に合意したとの声明が公表された。そのため、日本としては、IF 参加国が IF における国際課税・「2 本の柱」の解決策にかかる議論に引き続き参加するものと考えており、今後も「2 本の柱」の早期の交渉妥結・実施に向け

た議論に貢献していきたいと考えている。日本としては、「第 1 の柱」多数国間条約については、これが国際課税システムに安定性と確実性をもたらし、世界経済への悪影響を防ぐものであることを主張するなど、引き続き、各国政府とよく議論を行い、早期の交渉妥結に向けた議論に貢献していきたいと考えている。

質問 2 について、他国において審議中の法案について、日本政府として答える立場にはない。公表情報に基づけば、米国が「不公平」と考える税制に関する対抗措置を含む法案が、米国下院で可決されたと認識している。当該規定に関しては、我が国として、対米投資に悪影響を与えかねず、また日米租税条約との整合性にも深刻な懸念を有している。こうした懸念については、これまでも米国政府に伝えてきているところだが、引き続き、米国上院における審議を含め、今後の動向を高い関心を持って注視しつつ、適切に対応したい。

質問 3 について、日本は国連における国際租税協力に関する枠組条約について、昨年 7 月の G20 リオデジャネイロ税宣言で重要な要素であると合意された、広範なコンセンサスに達すること、各国のコンセンサスが得られる可能性の高い課題を優先すること、及び国内資金動員と能力開発の強化に焦点を当てること、を含むものとなるよう主張し、建設的に議論に参加してきた。ところが、本年 2 月に決定された政府間交渉委員会の意思決定手続が、我が国がこれまで主張してきたコンセンサスの形成に資するか懸念があることから、同決定から距離を置く旨のステートメントを発表した。引き続き、当該枠組条約交渉の議論がコンセンサスに達しうるかどうかにについて注視しつつ、今後の関与について検討していきたい。

IF についての最後の質問について、IF では、現在議論しているデジタル課税、グローバル・ミニマム課税に加えて、BEPS 防止のための取組みを長年行ってきた。日本でも BEPS アクションプランに基づいて、様々な税制改正を行っている。このような取組みが BEPS の方針に繋がっていると理解しており、引き続きこのような取組みを継続したい。

田中：

これから枠組み条約の他に議定書が 2 つ作られる。議定書の 1 つが、デジタル課税だ。この議定書に OECD で議論した枠組み条約、IF の総会で議論した成果をどのように持ち込むのかが、非常に重要である。簡単に言うと、先進国対途上国の対立となると、全然前に進まないのではないかと。喜ぶのは、タックスヘイブンを利用している多国籍企業、富裕層であり、本当に競争が不公平だ。この状況をどのように突破するのか。デジタル課税について、OECD でこれ程深く議論した成果を持ち込んではどうか。

MoF 富田：

課税権配分という各国の主権に関わる議題を扱うにあたっては、先程も申し上げたようなコンセンサスの観点が非常に重要になる。議論が尽くされた上で、コンセンサスに基づく意思決定が行われる事が重要だと考えている。

田中：

コンセンサスとは、全会一致なのか。

MoF 富田：

日本として合意できないことに関して、日本が拘束される事のないようにする事が交渉にあたって基本的に重要なポイントだと考えている。

田中：

全会一致にほとんど近づく形で行う事が望ましいのはその通りだが、今回、米国が離脱した。例えば、米国が反対をするとコンセンサスではなくなるのか。そうすると物事が全然進まない事になり、安全保障理事会のような形になるのではないか。

MoF 富田：

ご指摘の様な懸念も意見として聞く事はあるが、繰り返しになるが、コンセンサスを追求することが重要と考えている。

田辺：

では特別引出権(SDR)に移る。

田中：

SDR を開発資金調達の飛躍的拡大のツールにするのはどうか。2021 年に新型コロナウイルス感染症で危機に陥った途上国経済を支援しようと 6500 億ドル相当の SDR が発行された。ところが配分が IMF の出資比率で決まるために、肝心の危機に見舞われている低所得国には、わずか 3 パーセント、210 億ドルの配分のみだった。途上国を救うはずのものが、途上国に全然お金が行かないで、高所得国が全体の 6 割を取り、中所得国が 4 割弱を取った。そこで国連を始め、あまりにも酷いと IMF としても低所得国への SDR へのチャネリングを決めていた。その点について、我が国も当然賛成し、当初は、日本に配分のあった 295 億ドルのうち 20 パーセントを出そうとなった。その後、40 パーセントに引き上げて、159 億ドルを拠出した。この点については、国際社会から大変高く評価された。

ところで我が国の外貨準備を見ると、総額は 1 兆ドルを超えている。日本円にすると 4 月末現在で、200 兆円の外貨準備がある。その内 SDR は 600 億ドル、8 兆円を超えている。つまり外貨準備に占める SDR は 4.6 パーセント程度だ。既に 5 月末現在の資料も出ているが、4 月末でこのようになっている。

日本は外貨準備で 1 兆ドルを超えており、飛び抜けて多い。超潤沢な外貨準備の中にあっては、現在の日本の SDR を見ると、流動性と準備資産率との性質の維持という点から見て、この 600 億ドルの SDR は、ほとんど未使用状況にあるのではないか。そうであれば、計上されている 600 億ドルの半分程度は、再チャネリングに回す事ができると考えているがどうか。ただし 2023 年に IMF の第 16 次クォーター一般見直しがあり、我が国の出資額は 6 兆円から 9 兆円に増額する事が決まった。そうすると 9 兆円前後の SDR が計上されていなければいけない。9 兆円程度の SDR が必要であるとすれば、先程質問 3 で挙げた現在の

SDR の 50 パーセントではなく、先にチャネリングをした 4 割に追加して残りの 6 割を再チャネリングするのはどうか。

額としては 238 億ドルになるが、一般会計等から補充するのではなく、外貨準備のなかから、補充する形で行ってはどうか。やはりこの間、米国トランプ政権が突然、人道援助、開発援助をほとんど止めてしまった事、政府開発援助(ODA)の優等生の EU 諸国が政府開発援助を削減する流れの中、どこかの国が頑張っ、何としても開発資金を増やさなければ、途上国の中の低所得、脆弱国の危機が本当に深まる。ぜひ日本は先頭に立って頑張ってもらいたい。政府開発援助を減らす事を、日本の場合は特に言っておらず、また構造として円借款が 7 割を占めているため、自動的に政府開発援助の額が決まる事もあり、政府開発援助関係は減る事はないだろうが、さらに増して、未使用と思われる SDR を使い、全世界に、日本はこれ程頑張っ途上国を支援している姿をぜひ見せて頂きたい。

MoF 渡邊:

既に日本は SDR 累積配分額の 40 パーセント相当額を、SDR チャネリングを通じて低所得国及び中所得国支援に貢献している。従って、600 億ドルの SDR がほとんど未使用という指摘には該当しない。また新興国・途上国に配分された SDR の、米ドル等の自由利用可能通貨への交換についても、IMF との枠組みを通じて日本は貢献している。日本の貢献額・貢献割合は、他の貢献国と比較しても高い水準だ。また、他の貢献国の中には、プレッジはしたものの実現には至っていない国もあると承知している。そうした中で、SDR チャネリングが、G7、G20 等の国際協調の枠組みの下で議論・推進されてきた取り組みである事を踏まえれば、未貢献の国を中心に、より多くの国が応分の貢献をするよう働きかけていく事が重要だ。故に日本が追加的なチャネリングを行う事は現段階では検討していない。

また、クォーター一般見直しと SDR の配分は別の行為である。具体的には、まずクォータの見直しは、加盟国の合意により、出資比率及び出資額の総額の変動が行われるものであり、直近では 2023 年 12 月に総務会決議により合意された。2 点目に、SDR の新規配分は、総務会決議に基づいて、出資比率に応じて、SDR が加盟国に配分されるもので、直近では、2021 年 8 月に総務会決議に基づいて配分された。従って、今般の 16 次クォーター一般見直しにおいて、日本が新たに SDR を受け取る事とはならず、追加的な SDR の計上が行われるものではない。

田中:

G7、G20 関係で、日本のみならず応分の負担をして欲しいという事か。日本ばかりが行っても駄目ではないかという事か。

MoF 渡邊:

そうだ。

田中:

これ程の途上国の危機を何とかしなければいけないので、頑張ってもらえると考えると、例えば 8 兆円も SDR を積んでおく事に意味があるのか。宝の持ち腐れに見える。

MoF 仲井：

まず外貨準備の規模が過大ではないかとの指摘について、G7 でも合意されている通り、為替レート of 過度な変動や無秩序な動きについては、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えうるものであるため、市場に急激かつ過度な変動が生じた場合に備えて、十分な額の外貨準備を用意する事が重要だ。日本の外貨準備高は令和 7 年 5 月末時点で約 1.3 兆ドルあるのは事実であるが、円の取引高で捉えた為替市場の規模は、2001 年から約 4 倍近く増加し、2022 年 4 月時点の 1 日当たりの取引高は 1.25 兆ドルである。また、他国における過去の事例を見ても、為替介入がひとたび必要となった場合は、外貨準備が大きく減少することもあり、必ずしも日本の外貨準備の額が過大であるとは考えてはいない。

田中：

1 兆ドル程使う時もあるのか。

MoF 仲井：

他国における過去の事例では、約 1 兆ドルも減少する事例もある。

田中：

例えば、ジョージ・ソロスが仕掛けた時の、イギリスのポンド危機の時か。

MoF 仲井：

中国の事例であり、2014 年 6 月以降、人民元安対策として、外貨準備が 2 年半で 1 兆ドル減少している。

田中：

中国が 1 兆ドル使い、為替介入したのか。

MoF 仲井：

他国の事例であるため、詳細には把握していないが、人民元安対策として為替介入等のために外貨準備を使用したと承知している。

田中：

中国の場合は、ドルペッグ制だからではないか。故に、外貨準備が多く必要だと認識している。日本の場合は、ドルペッグ制ではないため、臨機応変にできるのではないかと。1 兆ドルも外貨準備が必要とは到底考えられない。実際、他の G7 の国を見ても、外貨準備は日本の 4 分の 1、5 分の 1 程度だ。スイスは少し多いが。

MoF 仲井：

昨今の報道等でも G7 等の変動相場制の国と比較して、日本の外貨準備の額が多いと言われていることは承知している。しかし、変動相場制の下でも、投機的な行動等により為替レートの過度な変動や無秩序な動きは生じるものであり、急激かつ過度な変動は経済や金融の安定に悪影響を及ぼす。実際に 2024 年 4 月以降、日本は数次にわたって為替介入を行っているところであり、急激かつ過度な変動が生じた場合に備えて、十分な額の外貨準備は必要だと政府は認識している。

柴田：

SDR について、国際的な NGO のネットワーク等からも、やはり日本の支援額の大きさに対しては、非常に大きく評価されており、私たちも非常に心強く感じている。一方で、他国にもう少し追随して欲しいと考えている。この点に関して、何か積極的な働きかけを直近で行う等、日本政府から SDR に関して先進国で同じ様な動きをしていない他国に対して、働きかけを行う等、日本に追随するようにリーダーシップを発揮しているか。2023 年 11 月の定期協議でも同等の質問を行った。その時には、他国に対して積極的な事例は提示がなかった。そこから 1 年半経っており、何か直近でそのような積極的な働きかけがあれば良いと考えた。日本だけが旗を振って先頭にいるが、後ろに誰も付いてきていないのであれば、もったいないと考えている。

MoF 渡邊：

様々な国が応分の負担をしっかりとする事が重要であると考えているが、チャネリング自体は各国が有志で持っており、それぞれの国が自分の判断で行うため、どこかの国、どこかの機関が強制する事はできない。ただ日本としては、やはり様々な国が応分の負担を行う事が非常に重要だと考えている。例えば国際的なフォーラムでは、G20 等の国際会議で、コミュニケが発出されるが、そこでは様々な国が可能な範囲で、応分の負担を SDR チャネリングについて行う事の重要性を指摘している。

柴田：

日本も負担を増やして対応している点も踏まえて、他国に働きかける事ができれば良いと考えている。

NGO 議題 2: 国際協力銀行が融資を決定しているモザンビーク LNG 事業に対する財務省及び JBIC の見解、対応について

佐藤：

モザンビーク LNG 事業の現地では 2017 年から情勢が悪化しており、2021 年 4 月に事業者のトタル・エナジーズが、不可抗力宣言を出した。それから現在に至るまで、事業は再開されていない。この間、深刻な人権侵害、住民移転のプロセスにおいて補償が十分に行われていないと指摘されている。前回の協議会でも取り上げたが、昨年 9 月に Politico が、統合任務部隊による民間人への大量虐殺の疑惑を報じた。その後、ル・モンド、ソースマテリアルが新たに、統合任務部隊に関する報道を行った。

2020 年 8 月に、モザンビーク LNG 事業を主導しているトタルエナジーズとモザンビーク政府の間で新たな MOU が締結された。MOU ではトタルエナジーズが統合任務部隊に対して、宿泊施設、食料、装備を提供

する代わりに事業地を守る任務に就くとされた。新たに報道では、人権侵害を行わなければ与えられていた特別報酬の存在について明らかになり、同報道はトタルエナジーズと統合任務部隊の間に、個人的な金銭のやりとりがあった事を示している。国際協力銀行(JBIC)が適合するとしている国際金融公社のパフォーマンス・スタンダード 4 の、地域社会の衛生・安全・保安のパラグラフ 12 から 14 における、事業に関わる警備要員の規定の文言に反するものではないかと、前回質問した。パラグラフ 12 の部分を引用して、統合任務部隊は、モザンビークの軍と警察により構成されており、公的であるため区別されるとの回答があった。しかしパラグラフ 13 では、事業を守るために政府によって雇われた警備要員もパラグラフ 12 の部分が適用されると書いてあるため、私たちは、やはり統合任務部隊の行為が、文言に反すると考えている。

以下に、各国の関係機関の動向を箇条書きでまとめている。まず Politico で報じられた疑惑に関してだ。モザンビークの司法長官事務所が捜査を開始、訴訟の準備をしている。モザンビーク国家人権委員会も同件について調査を開始、オランダに関しては、今年 3 月にこちらの件の疑惑の他、治安関係者の役割と事業所有者との関係について独立した調査を要請すると発表している。またフランスに関しては、2021 年 3 月のパルマ市の襲撃において、トタル・エナジーズが労働者の安全を十分に確保しなかったと訴えがあり、フランス警察当局が、過失致死および救助を怠った疑いで捜査を開始している。イギリスに関しては、パルマ市での襲撃によって亡くなった、英国国籍のフィリップ・マワー氏の死因審問が行われる予定で、また英国輸出信用保証局が事業から撤退するための法的助言を求めているとの報道がされている。昨年 9 月から私たち市民社会団体は、人権侵害の疑惑に対して、独立した国際的な調査の指示を関係機関に要請しているが、引き続きお願いしたい。

次に、住民移転のプロセスに関して、トタルエナジーズは、プロセスは完了したと発表しているが、現地 NGO の情報によると、未だ約束されていた農地の補償及び分配が行われていない。農村部では食料生産及び生計手段の中心は農業が担っていて、このような大規模な事業で、特に社会的配慮が必要とされている子ども及び女性への影響が顕著に表れているとの報告がある。

次に現地の情勢に関して、前回も伝えた通り、昨年 10 月に行われた選挙以降、モザンビーク国内では、不安定な情勢が続いており、このような国において大規模な事業を進める事はリスクが高いとの点、LNG は化石燃料であるため温室効果ガスの削減目標を日本政府は設定しているが、今後、この事業の再開がさらに遅れると、この日本政府の方針と異なったエネルギー調達の方法になるのではないかととの点、その結果、モザンビークに座礁資産を残す危険性が高いのではないかと懸念がある。

JBIC 深谷:

質問 1 について、2025 年 3 月に現地調査を実施している。

質問 2 について、モザンビーク警察、軍で構成される治安部隊は、モザンビークの公的な治安部隊であると理解しており、政府の警備要員が配備される場合に該当すると考えている。本行は、環境ガイドラインに従って、警備要員の利用について、事業者に対応を求めている。

質問 3 について、事業者が執筆者に対し、根拠となるデータ及び補足資料の提供を求めているが、現時点で提供されていない旨を事業者より聴取している。事業者からは、引き続きデータ及び補足資料の提供を働きかけっていると聞いている。

質問 4 について、JBIC は事業者から住民移転プロセスは適切に実施している旨報告を受けているが、個別案件の詳細については、相手側のある業務の方針に関わるものであり、当行における秘密保持の対象として回答を差し控える。

質問 5 について、三井物産を含む事業者には、本行ガイドラインに従って情報提供を求めている。また、必要に応じて十分な知見を有する外部専門家も活用している。

質問 6 について、プロジェクトサイト周辺の治安情勢を含めた案件の条件について、モニタリングを実施する。

質問 7 について、本件と直接関係のない事案の回答を差し控えるが、一般論として、プロジェクト関係者の不正行為には適切に対応する。

質問 8 について、相手方のある業務の方針に関わる観点から、当行における秘密保持の対象として、回答を差し控える。

深草：

最初の質問だが、2025 年 3 月に再び現地調査を行っているとの事で間違いないか。

JBIC 深谷：

ご理解の通りである。

深草：

差し支えない範囲で、現地調査についての報告、現状、JBIC が事業および事業地周辺のリスクに関して、どのような評価をしているのか伺いたい。

JBIC 深谷：

2025 年 3 月の現地調査自体は、レンダー側の外部専門家により実施したものであり、当行自体は同行していない。前回、当行から説明した内容から治安状況が悪化しているとの報告を外部専門家からは特段されていないため、引き続き適切にモニタリングを続ける。

深草：

本年の現地調査に JBIC は同行していないようだが、先程必要に応じて外部専門家の意見もとの話があった。全体を通して、事業者、トタルエナジーズからの聞き取りが主要な情報収集の方法なのではないかと感

じた。例えば、日本側から関与しているような三井物産、エネルギー・金属鉱物資源機構(JOGMEC)、その他の例えば欧米の ECA の方との情報交換等に行っていないのか。

JBIC 深谷:

レンダー間の意見交換は定期的に行われている。

深草:

この間、様々な機関が独立した調査を行い、また Politico のみならず、ル・モンド、ソースマテリアルに調査報道が出た事、また特に主要な事業者であるトタルエナジーズに対する捜査が始まっている事等を考えると、事業者に遠慮した情報収集の方法を行っているのではないかと見える事、またその事自体が、非常に JBIC がデューデリジェンスを行う上で、不十分なのではないかという事は、これまでも議論させて頂いた。例えば、Politico の記事でも、トタルエナジーズが Politico に対して情報提供を求めているとの事だったが、例えば JBIC から直接 Politico 及びソースマテリアル、ル・モンドに対して情報収集を行わないのか。

JBIC 深谷:

我々としては、確認の重要性について、事業者に対してよく伝えていると考えている。こちらを踏まえて事業者において、執筆者に対して情報提供を求めて頂いていると存じている。また必要に応じて、現地の治安に関して、十分な知見を有する外部専門家についても、本件疑惑については確認を求めている。

深草:

直接は JBIC から Politico 及びル・モンドには、コンタクトは行っていないという理解だが、コンタクトをしても全く損はないのではないかと感じるが、何か現在の情報確認で十分だと判断する根拠、もしくはかえってコンタクトしない方が良いと考えている理由等があれば伺いたい。

JBIC 深谷:

事業者との関係では、確認の重要性を重々理解頂いているとの認識がある。また外部専門家の調査において、現時点で、本件の疑惑に関する裏付けは確認できていない事をもって、現在は直接確認していない。

深草:

こちらのポイントとしては、人権侵害に対してトタルエナジーズの当事者性が 1 つの問題だったのではないかと考えている。トタルエナジーズの責任について追及している中で、事業者との確認のみでは、果たして本当に十分なのかとの問題意識がある。平行線になるため、そこは改めて強調したい。ぜひ JBIC から、Politico 等に確認すべきなのではないか。

佐藤:

質問 6 の回答で、サイト周辺でモニタリングを実施すると聞いた。そのモニタリングの結果、問題があると認知された場合、どのような対応を行うのか。

JBIC 深谷：

プロジェクトのサイト周辺とは、基本的にプロジェクトの物流を含む地域を指す。現時点で、プロジェクト周辺地域で、そのような事実を確認していないため、仮定の質問についての回答は、差し控えたい。

深草：

JBIC からの回答で、特に新しく治安が悪化しているというような報告は受けていないとの趣旨の発言があった。事業を再開するに当たって、どの程度治安が改善していれば良いのか、同時にその治安を維持する事ができるのかどうか、が重要なのではないかと考えている。例えば、先程説明した通り、事業地が守られている事が果たして全体的な、前回議論したかどうかはすぐには出て来ないが、例えばオランダは2023年にオランダの輸出信用機関に関する融資決定について、既に調査を行っているだろうが、その時にに関して、恐らくこの場ではなく別途 JBIC と話をした時になるが、彼らのアセスメントでは、現地のセキュリティ状況について、事前に警告がなされているにも関わらず、事業のセキュリティに非常にスコープを狭めて、地域のより広範なセキュリティを考慮できていなかった事が、リスクアセスメント上問題であったと指摘されている。その点については、私たちは賛成するが、そのような意味では、広範にスコープを執って、治安をアセスメントしなければ、また同じような問題が起きてしまうのではないかと非常に懸念している。この点は事業地に限らずだろうが、モザンビーク政府がルワンダ軍に一部頼っていて、最近、ルワンダ軍の支払いが行われていないといった事業地の治安に関わるような不確定要素、懸念される事項も出てきている。話をしていると、現在の治安状況に変化がないとのアセスメントなのだろうが、今後の維持に関して、どれ程事業者が約束してくれているのか、どれ程対策を採っているのか、あまり見えていないため、事業地の治安という点では懸念が残ると考えている。

JBIC 鈴木：

プロジェクトの物流網等を含むプロジェクトサイト周辺にてモニタリングを行っている。前回、説明した内容から治安状況が悪化しているという報告自体は受けていないが、引き続き適切にモニタリングを続けたい。まさに治安に関して十分な知見を有する外部専門家等からも定期的な報告を通じてモニタリングを行っているが、今後も必要に応じて、現地実査も検討したい。ご意見頂きながら、しっかりモニタリングを行いたい。

波多江：

JBIC の、特に質問4と5に関しては、非自発的住民移転に関しての質問をこちらから投げていた。先程のJBICの回答では、秘密保持の対象のため、回答を差し控えると聞いた。この案件は、既に融資決定がなされている。モニタリングの中でも、非自発的住民移転の十分な補償および支援が適切な時期に与えられているのか、ガイドラインの規定にあるが、そのような観点、あとは移転をさせられている住民の方たちの生活水準が以前の水準、あるいは収入機会について、以前の水準に戻っているのか、改善されているのかを確認する事がJBICのモニタリングの義務なのではないか。こちらからは現地のNGOの情報として、農地の補償が全てに行き届いているわけではない事等、具体的な指摘をしている。こちらをJBICが現在どのようにその状況を把握しているのか、しっかりと回答して頂きたい。ガイドライン上、JBICは、説明責任を果たす義務がある。可能な限りしっかりと情報の詳細を回答して頂きたい。こちらから具体的な情報を提供しているため、ガイドラインに従って、こちらの点について、一義的には事業者である借入人を通じてになるかも

しれないが、補償がしっかりと終わっているのか、終わっていないのであればしっかりと適切な対応を働きかけて頂きたい。

先程から議論の中で挙がっている外部専門家については、レンダーの外部専門家だと聞いている。JBIC のみならず、他のレンダーの方と共同で雇っている理解だ。具体的にこの外部専門家は何人いて、1 人でないのであれば、それぞれにどのような専門家を外部専門家として入れているのか、定期的に報告を受けているようだが、どれ程の頻度で外部専門家からの報告を受けているのか、その辺りを JBIC から伺えればありがたい。

JBIC 深谷：

住民移転のプロセスの確認については、ガイドラインに従って、モニタリングを適切に実施している。従って、事業者に対する確認はもとより、レンダー側のコンサルタントを通じた確認・報告が実施されている。レンダー側の外部専門家は、レンダー共通のコンサルタントであり、環境社会配慮、治安等、各分野の専門家で構成されるチームである。先程紹介した 2025 年 3 月の実査も複数名で構成されるチームで実査を行っている。情報収集の頻度については複数の情報ソースから行っており、月 1 回、四半期に 1 回、半期に 1 回等である。

波多江：

具体的に外部専門家が 1 名ではないとの話だが、例えば、移転の専門家もいるのか。

JBIC 深谷：

ご認識の通りである。

波多江：

レンダーの外部専門家を通じて、移転のモニタリングを行っているようだが、先程から申し上げている通り、情報に齟齬があると存じる。事業者側は、補償は完了していると言っているが、私たちが現地の NGO から得ている情報では、農地の分配等の補償がきちんと全てに行き届いておらず、JBIC のガイドラインに明確に反していると考えている。この辺りについては、今後どのように対処する予定なのか。

JBIC 深谷：

今回指摘のあった農地の補償の状況については、今後外部専門家を通じて確認したい。

白須：

基本的に税金が投入されていると考え、様々な専門家が調査を行う事をやめ、JBIC、議員、財務省、NGO、企業の人間がそれぞれ一緒に、納得のいくように自分の目で確かめて判断するべきだと考えている。団体を組んで調査に行く事を勧める。保健の調査も皆さんと一緒する事がある。JBIC にお金を出して欲しいとの事ではなく、各自で行きたい人たちがきちんと相応の負担をして行くべきだと考えている。

JBIC 鈴木:

JBIC は、事業者、外部専門家を通じた情報収集、モニタリングを行う。ガイドラインに沿って適切に対応したい。

白須:

今の話を聞いても、結局お互いの情報源が違い、見ている視点が違っていると、同じ事を何年も行う事となる。別件だが、やはりモザンビークの事で話し合いが停滞していたのを記憶している。その時に中心になって財務省から出てきた人が、現在、JBIC にいる方だったと考える。皆さんで行かれるのはいかがか。皆さんで、透明性を持って行かれた方が、行っている間にも様々な話し合いができ、視点の違い等も共有する事ができるため、大変よろしいのではないか。これまで行ってきた事はそれで結構だが、現状のままではずっと同じ話し合いになる。また 1 年後にでも来たいが、ずっと続くのではないかと感じた。

NGO 議題 3: バングラデシュ・マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業(円借款)における汚職事件について

喜多:

私からは、バングラデシュにおいて国際協力機構(JICA)が円借款供与中のマタバリ石炭火力発電所フェーズ 1 における汚職事件について提案した。背景を述べると、JICA が円借款供与中のバングラデシュ・マタバリ石炭火力発電所フェーズ 1 において、2024 年 9 月付けの現地紙によると、現地の事業者の役員が石炭輸入業者の選定において不正を行った疑いで、9 月 1 日に逮捕された。また事業関係者 7 名も同発電所において電気ケーブルを横領した疑いで逮捕され、さらに焼却灰の処理業者入札における不正も内部告発を受けていると報道されている。本年 5 月 12 日付けの現地の報道によると、現地の汚職防止委員会の調査によってマタバリ発電事業フェーズ 1 の現地実施機関の幹部が、巨額な財産を横領しており、また複数の口座を通して、不審な取引を行っていた事が判明している。昨年 10 月には、ダッカの裁判所が、アラム氏およびその妻に対して、自身の捜査から逃れるために国外へ出国する可能性があるとして、渡航禁止命令を発令した。この件に関して、JICA は 2014 年 6 月に最初の貸し付け契約に調印して以降、計 8 回、総額 6710 億円の貸し付け契約が行われているが、2025 年 3 月の 8 回目の貸し付け契約は、2025 年 5 月の紙面が報道している事業者の幹部に関する汚職容疑の捜査中であるにも関わらず、JICA によって貸し付けが締結されたと把握している。

最初に本事業における一連の汚職事件と ODA 資金との関連性について教えて頂きたい。また 2 点目は一連の汚職事件における実施機関幹部の逮捕及び起訴を受けて、JICA はどのような対処、再発防止策を考えているのか、また財務省は JICA の再発防止策は妥当だと考えているか伺いたい。最後に 3 点目は、JICA は本事業に対して、2025 年 3 月に 8 回目の貸し付け契約を締結しているが、同契約締結時は汚職容疑の捜査中であつたと把握している。汚職事件が捜査中にも関わらず、財務省が本貸し付けを了承した理由はなぜか。事実確認がなされるまで、新規貸し付けは延期するべきだと考えているが、こちらに関してはいかがか。

MoF 倉澤：

まず質問 1 について、本事業による発電所の供与開始後、電気ケーブルの横領、石炭輸入業者選定に係る不正、焼却灰の処理業者の入札不正等に関する現地報道があった事は承知している。大使館からも政権側に確認しているが、現在までに我が国 ODA による支援部分に係る不正が認められたとの情報には接していない。我が国としては、バングラデシュ暫定政権・司法当局の調査等を踏まえて適切に対応する。

JICA 大浦：

質問 2 の 2024 年 9 月に報道された疑惑について、バングラデシュの財務省経済関係局によると、2 名が逮捕されていて、汚職防止委員会による捜査中とのステータスだが、現時点で、実施機関の職員が逮捕された事実はないと伺っている。2025 年 5 月に報道された疑惑について、報道の内容を拝見しても、実施機関の職員の逮捕、起訴については触れられていないが、現状として、掛かる報道を受けて、現地事務所を通して、バングラデシュの窓口である財務省経済開発局に事実確認を行っている状況だ。現時点では回答は得られていない。このような状況であり、捜査中の事案で、予断を持って回答する事は難しいが、今後の捜査、司法手続きにおいて、事実が明らかになった場合には、このような事実を踏まえて、貸し付け契約の関連規定等に基づいて、適切に対応したい。

MoF 倉澤：

財務省としては、現在 JICA において事実確認を行っていることと承知しており、引き続き JICA によって適切な対応がなされるものと考えている。

質問 3 のなぜ了承したのかについて、本件はバングラデシュにおいて電力供給の拡大、エネルギー源の多様化が図られたことをもって、同国における経済全体の活性化に寄与することに期待して、暫定政府からの要請に基づき、貸し付け実行に至ったもの。これまでの回答に示した通り、現在までに我が国 ODA による支援部分による不正が認められたとの情報には接していないところ、引き続き適切な対応がなされると思っている。

喜多：

現在、今回の一連の汚職事件の事実確認中で、ODA 資金との関連性についても確認して調査中だと受け止めた。一方で、5 月下旬の現地紙の報道によると、JICA はバングラデシュ財務省経済関係局に書簡を送り、質問をしたと把握している。複数の質問に対する回答を 6 月 4 日までに行わなければ、マタバリ石炭火力発電所事業に対する貸し付け実行を停止する可能性があると言っていた。この点に関して、ODA 資金との関連があるかどうか調査中なのであれば、バングラデシュに送った質問に対する回答は、得られたのか、得られていないのか。またバングラデシュ側から明確な回答がなかったのか、明確な回答がなかった場合は、具体的にどのような点が明確でないのか。

JICA 大浦：

現地報道でも出ている通り、先程 5 月 12 日付けの記事を受けて、照会レターをバングラデシュの財務省経済関係局に出している。6 月 4 日と締め切りは切った上でお願いしているが、現時点では書面での回答は

得られていない状況だ。現在、バングラデシュの犠牲祭の休日に入っている関係で時間が掛かっているのではないかと承知している。

喜多：

ODA 資金との関連性が、現在確認中であり、関連性がまだ排除できていない段階で、本事業に対する貸し付け実行は、停止するべきだと考えるが、停止する予定はあるか。

JICA 大浦：

この点については、貸し付け契約に基づいて貸し付けを実行するという、ある意味義務を負っている面もある。なかなかしっかりと証拠がない状況で貸し付けを止める事には、実際、貸し付けを止めた場合は業者への支払いが止まる等の点で経済的な損害が生じるリスクがある。仮に十分な証拠なり、根拠がない状況で止めたものの、その後、実際に何もなかった事が判明した場合は当方の契約違反と見做されるリスクがある。明確な根拠がなければ、貸付実行を止める判断は難しいのが実態だ。

喜多：

今後、ODA 資金との関連性があると明らかになった場合において、横領された資金は、今後バングラデシュ政府から返済されるのか。また関連性があると明らかになった場合に、バングラデシュ向けの新規貸し付け契約は停止するのか。新規貸し付け契約の停止について、2008 年、2014 年における対ベトナム ODA で汚職事件が起こった際には、新規貸し付けの契約の停止期間が 1 カ月または 3 カ月程度で、とても短かったと把握している。再発防止策が講じられたとして、すぐに解除されている。しかしこのような短期間における新規貸し付けの契約の停止は、意味のある制約とはならないと考えている。新規貸し付け停止は、再発防止策の構築にあたっての必須条件と考えている。例えば 1 年間等、相手国が痛みを感じるような長い期間、貸し付けを停止する措置が必要だが、いかがか。

JICA 大浦：

仮に実際に報道されているような不正使用があった場合においては、円借款にて供与された資金が目的外で使用された事になるのではないかと考えている。そのような場合には、必要に応じてリファンド、お金を返してもらう等、そのような策を検討するのではないかと考えている。ただ、あくまでも捜査中の事案であり、事実関係はまだ判明していないため、この辺りは、仮にそのようになった場合の対応として認識頂きたい。仮にそのような不正があった場合に、どれ程止めるかという判断については、こちらも予めコミットする事は難しい。仰る通り、不正があった場合には、今後の予防策をどのようにするのか、そういった議論をしっかりと行う必要があると考えている。そのような点にきちんと合意して、お互いの共通認識を持って対応策を整理するまでにどれ程の期間がかかるのか、そのような点に掛かっているのではないかと考えている。従って、1 年だと短いというよりも、実質的に中身のある合意ができるかどうかにも掛かっていると言う観点から、そういった合意をもって進めていく事になるのではないかと考えている。

MoF 倉澤：

2 点目の新規貸し付け停止の期間に関して、まずは原因をよく特定して、再発防止策の強度が、どの程度のものが得られるのか、実行性がどうかを確認した上で総合的に考えるのではないかと考えている。

喜多：

対ベトナム ODA での汚職事件が 2008 年、2014 年にあったが、2008 年の汚職が発覚して以降、日本とベトナムの間で合同委員会が設立されて、再発防止策が練られたと存じている。再発防止策が作られた後に、ベトナム向けの新規貸し付けを再開したと理解しているが、その後 2014 年にもベトナムに関しては、防止策が練られた後にも汚職事件が起きてしまったと把握している。今回、新規貸し付けを行う場合は、1 カ月から 3 カ月ではなく、1 年程と言ったのは、再発防止策も形だけ作ってしまっただけで、中身のあるものがない、中身があるかどうかはこちらが把握できない事もあり、本当に効果があるのかどうかは、ただ文字上の文章のものになる可能性もある。やはり 1 カ月、3 カ月ではなく、例えば 1 年程の新規貸し付け停止というような対処が必要なのではないかと考えている。

田辺：

6 月 4 日までに回答するように言っており、回答しない場合には融資実行を止める場合もあると報道されている。この締め切りは延期を了承したのか。

JICA 大浦：

現時点で、いつまでもと改めて新しい期日を設定している状況ではなく、現地在が休暇中である事もあるが、期日は過ぎているのでなるべく早く出して欲しいと先方にも伝えている。1 つの記事の中で、貸し付け実行を停止すると言っているのは、このような事案が生じた際には、情報提供を求める権利を有しているため、最悪の場合、止める権利を有している事をレバレッジに情報を出してもらえようにおいていることであり、期限を過ぎたので直ちに止めるものではない点は、ご承知頂きたい。

白須：

第 111 回世銀・IMF 合同開発委員会の日本からのステートメントを最初に頂いた。今後、世銀がグローバル協調融資プラットフォームも含めて、JBIC、JICA 等、共同で様々な事を行うと書いてあった。逆に、今の話を聞いていると、財務省のみならず外務省も関係する。例えば、このような汚職等を常に監視する等情報共有を行う会合は、外務省、JBIC、JICA、財務省、NGO で持った事があるのか。皆、ばらばらに行っているのか。

木口：

財務省への質問でよろしいか。

白須：

基本的に、皆、税金を使っている。JBIC、JICA 等、私はあまり関係ないと考えている。

MoF 中井：

ステートメントの中で、協調融資プラットフォームを行う場合、協調融資において、モニタリングを共同で行うとの話か。

白須：

JICA が保健分野で世銀と融資の話をする等、様々な事がある。そのような中で、例えば話だが、不正が起きる等するかもしれない。これまでもそうだ。そうした場合に、既にそのような事が何件もあるため、官邸の中に危機管理室があるような形で、常に何か起こった場合、皆さんが一堂に集まり、話し合い、速やかに調査団を出すような仕組みがあるのか、それともなくて、ばらばらに行っているのか。

MoF 中井：

一般論的な答え方だが、案件ごとにレンダー、スポンサーがいるため、何かあればレンダー間で話し合い対応を決める、スポンサー間で対応を決めるのが実態だ。

白須：

先程のように、倉澤さんが JICA の人に調べてもらっているといったように、他人事であるような、私事であるような、聞いているともう少し協力して、そのような仕組みがなければ、このような議論をずっと行う事となる。前に進んでおらず、時間が無駄なのではないかと感じる。恐らくその時に行う事がたくさんあるのではないかという気がする。まずそのような簡単な仕組みをつくと良いと考えている。逆に言うと、倉澤さんを中心に、と手を挙げた人が集まって作れば良いのではないか。簡単ではないのか。

MoF 倉澤：

現在、案件発生する都度に必要な関係者が集まっており、他人事のように捉えている実態はない。役割分担を行って、常に連絡を取っている。今後もそのように行っていければ良いと考えている。

白須：

案件ごととしても、本質的に同じであり、何ら変わらないと私は考えている。

MoF 倉澤：

関係者を最初から全部呼び集めて作っておくのか。

白須：

作っておいた所に、例えば伊藤忠商事の人に来てもらえば良い等、何も 5 人でなければいけない決まりを作らなければ良い。国会のように参考人でも良いのではないか。難しいので、簡単に考えれば良いのではないか。

神田：

話を聞いていて、JICA の場合では、過去にベトナムで 2 度あったそうだが、これまでに汚職等でお金を返された事例はあるか。

JICA 大浦:

手元に過去の記録がないため、そちらについては別途確認させて頂きたい。

神田:

実態調査的な側面は比較的に見えない。モニタリングという話がとても多く、その辺りはこれからどのような対処を行うのか。

JICA 大浦:

モニタリングは、今回の事案に関してか。

神田:

先程の話から、モニタリングという話を伺っている。この件に共通項があるのではないかと感じる。

JICA 大浦:

こちらの不正の事案については、現地の捜査当局による捜査が進んでいる。こちらの機関が一番捜査能力を持っており、彼らが権限を持って捜査できる組織であるため、こちらの捜査の進捗について随時フォローアップを行いつつ、ODA 事業の窓口機関であるバングラデシュの財務省に随時ヒアリングを行い、状況を把握したい。

神田:

日本の国外において、省庁が調査に関して、それ程相手国を信頼しているのか。100 パーセント信頼しているのか。

JICA 大浦:

バングラデシュの Anti-Corruption Commission (ACC) という機関が権限を有している機関のため、こちらを通じて情報を収集する事が最も適切だと考えている。

MoF 長谷川:

引き続き、密にこの場で連携させて頂きたい。今後ともよろしくお願いします。